

## 市民意見聴取に係る施策の概要

案件名： 尼崎市住宅マスタープランの改定について  
(副題)

局課名： 都市整備局住宅部住宅政策課

施策の目的	住まい・まちづくりの様々な課題に対し、各々の取組の方向性を定め、効果的な住宅施策の推進を図ることを目的としている住宅マスタープランの計画期間の終了を迎えるにあたり、空家対策等の新たな課題に引き続き対応するために同計画を改定する。
現状・背景	尼崎市住宅マスタープランは、国及び県の「住生活基本計画」を踏まえ、豊かな住生活の実現に向け、本市における住宅政策の総合的かつ基本的な方向性を示すとともに、市民、事業者、行政など、本市の住まいやまちづくりに関わる多様な主体が共有すべき指針として定めたものであり、現計画は、平成23年3月に策定し、令和2年度に10年間の計画期間の終了を迎える。 なお、国の住生活基本計画(全国計画)は10年の計画期間の中、概ね5年毎に見直しが行われており、現計画は、平成28年3月に策定され、それを受け、兵庫県住生活基本計画は平成29年3月に策定されている。
課題	現行の住宅マスタープランの策定後、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の制定(平成27年2月施行)や「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正(平成29年10月施行)等社会情勢が移り行く中、本市においても、少子高齢化・人口減少の急速な進展、空き家のさらなる増加、地域コミュニティの希薄化、マンションの老朽化等、住宅を取り巻く状況の変化に対応してきているが、今後もこうした時代の変化を見極め、的確に対応することが求められている。 改定にあたっては、現行の住宅マスタープランの取組内容を総括し、課題を整理するとともに、施策の再構築を行う必要がある。
施策の策定にあたっての考え方	住宅マスタープランの改定にあたっては、前述の課題への対応に加え、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入の促進や密集市街地の改善などの尼崎市の地域特性や国及び県の動向も踏まえながら、住宅施策における本市の課題と狙いを整理し、重点的に取り組む施策の方向性を示した簡潔かつ明瞭な計画とする。
意見を聴取するポイント	住宅マスタープランの改定にあたり、現行の住宅マスタープランに対する課題や新しい住宅マスタープランに盛り込むべき内容等について、広く市民の方々に意見を募集する。 意見を聴取するポイントの例については、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"><li>・災害などに備えた安全な住まいづくり</li><li>・誰もが安心して暮らせる住まいづくり</li><li>・良質で環境にやさしい住まいづくり</li><li>・ライフステージ・ライフスタイルに対応した住まいづくり</li><li>・既存住宅ストックを活用した住まいづくり など</li></ul>
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	実施手法: 市民アンケート 実施時期: 令和元年8月頃
お問い合わせ先	都市整備局住宅部住宅政策課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館5F 電話番号 .....06-6489-6608 ファクス .....06-6489-6597 メールアドレス .....ama-jutakuseisaku@city.amagasaki.hyogo.jp